

# 裁判員裁判実施状況の検証報告書

平成24年12月

最高裁判所事務総局

## はじめに

裁判員制度は、平成21年5月21日施行され、本年5月で3年を経過した。この検証報告書は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）附則9条の趣旨を考慮し、裁判員裁判の運営に当たってきた裁判所の立場から、その実施状況を実証的に検証するために作成したものである。裁判員制度は、欧米における陪審制、参審制とも異なった我が国独自の国民参加の制度であり、これが我が国に定着するためには、長期にわたる検証、改善の努力が必要であると考えられる。附則9条もそのような視点から最初の検証の機会として定められたものにほかならないであろう。最高裁判所では、このような認識のもとに、裁判員制度の施行の当初から、その実施状況を検証、検討するため、外部の有識者からなる懇談会（裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会）を設け、その助言のもとに必要なデータを収集し、運営の在り方について検討を加えてきた。この報告書は、こうした検証を基に、事務総局として検討を加えたものであり、できる限り実証的なデータを中心とし、各事項について、問題の指摘、意見を付している。評価に関する部分は、すべて事務総局の見解である。

なお、この報告書は、制度施行から平成24年5月31日までのデータに基づいて作成している。

# 目 次

第1	裁判員裁判対象事件の全体的状況	1
	図表1 新受人員、終局人員及び未済人員の推移(庁別)(44)	
	図表2 新受人員の推移(罪名別)(45)	
	図表3 終局結果の比較(罪名別)(46)	
第2	選任手続	2
1	選任手続の概観	2
	図表4 裁判員選任手続の流れ(47)	
2	選任手続の実際	3
	図表5 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移(48)	
(1)	候補者名簿記載者数と名簿使用率	3
(2)	選定された候補者数	4
	図表6 選定された裁判員候補者数の推移(審理予定日数別)(49)	
	図表7 辞退が認められた裁判員候補者数の推移(審理予定日数別)(49)	
(3)	辞退の状況	5
	図表8 選任手続段階別の辞退が認められた裁判員候補者数(50)	
	図表9 辞退が認められた裁判員候補者数の推移(選任手続段階別)(50)	
	図表10 選任手続段階別の辞退事由の割合(51)	
	図表11 辞退が認められた段階別割合(辞退事由別)(51)	
(4)	選任手続期日への出席率	5
	図表12 選任手続期日に出席した裁判員候補者数の推移(審理予定日数別)(52)	
(5)	理由なし不選任の状況とくじの母数	6
(6)	選任された裁判員、補充裁判員の数	7
	図表13 裁判員に選任された補充裁判員数(52)	
3	裁判員の構成	7
	図表14 裁判員の属性(年代別)(53)	
	図表15 裁判員の属性(職業別)(54)	
	図表16 裁判員の属性(性別)(55)	
4	検討課題	8
第3	第一審	8
1	裁判員裁判の公判準備	8
(1)	審理期間、公判準備、公判前整理手続	8
	図表17 公判準備の流れ(56)	
(2)	手続の基本的な考え方	9
(3)	公判前整理手続の状況	10
	図表18 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較(自白否認別)(57)	
(4)	長期化の実情とその要因	10
ア	はじめに	10
	図表19 平均公判前整理手続期間の推移(追起訴の有無別)(58)	
	図表20 平均公判前整理手続期間の推移(鑑定実施決定の有無別)(58)	
	図表21 公判前整理手続に付する決定をした日から公判期日を指定した日までの期間が <sup>1</sup>	

	年(365日)を超える事件の特性(58)	
イ	自白事件における検討	11
	図表22 公判前整理手続段階別の平均日数【鑑定・追起訴等を含まない自白事件(審理日数4日以内)・起訴月別】(59)	
	図表23 公判前整理手続の整理期日間の平均日数【鑑定・追起訴等を含まない自白事件(審理日数4日以内)・起訴月別】(60)	
	図表24 公判前整理手続段階別の平均日数【鑑定・追起訴等を含まない自白事件(審理日数4日以内)・審理期間別】(61)	
ウ	否認事件における検討	13
	図表25 公判前整理手続段階別の平均日数【鑑定・追起訴等を含まない否認事件(審理日数7日以内)・起訴月別】(62)	
	図表26 公判前整理手続の整理期日間の平均日数【鑑定・追起訴等を含まない否認事件(審理日数7日以内)・起訴月別】(63)	
	図表27 公判前整理手続段階別の平均日数【鑑定・追起訴等を含まない否認事件(審理日数7日以内)・審理期間別】(64)	
2	公判	15
	(1) 公判手続の概観	15
	図表28 裁判員裁判の公判手続の流れ(65)	
	(2) 連日的開廷	15
	ア 連日的開廷	15
	図表29 平均審理期間, 平均実審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔の比較(自白否認別)(66)	
	イ 裁判員の負担	15
	図表30 平均開廷時間と平均評議時間の推移(自白否認別)(67)	
	図表31 1開廷当たりの平均開廷時間の推移(自白否認別)(67)	
	図表32 選任手続期日と第1回公判期日の同日・別日の割合の推移(自白否認別)(68)	
	図表33 選任手続期日と第1回公判期日の指定に関する裁判員経験者の意見・感想(68)	
	(3) 審理	17
	ア 冒頭陳述	17
	イ 証拠調べ	17
	図表34 自白事件における犯罪事実立証のための平均取調べ証人数(検察官請求)(69)	
	図表35 自白事件における犯罪事実立証のための証人及び書証の取調べ時間とその割合(検察官請求)(70)	
	図表36 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)(71)	
	ウ 裁判員の受け止め方	18
	図表37 審理内容の理解しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移(自白否認別)(72)	
	図表38 法廷での説明等の分かりやすさ(検察官)についての裁判員経験者アンケート結果の推移(自白否認別)(73)	
	図表39 法廷での説明等の分かりやすさ(弁護士)についての裁判員経験者アンケート結果の推移(自白否認別)(74)	
	図表40 法廷での説明等の分かりやすさ(裁判官)についての裁判員経験者アンケート結果の推移(自白否認別)(75)	
	図表41 裁判員経験者の供述調書と人証とを比較した意見(76)	
	図表42 裁判員経験者の人証・調書の分かりにくさに対する意見(77)	
	エ 今後の課題	19
3	評議	20
	(1) 評議の在り方について	20

(2) 評議の実情	21
ア 評議時間	21
図表43 平均評議時間の推移(自白否認別)(78)	
図表44 平均評議時間の推移(開廷回数別)(78)	
イ 裁判員の受け止め方	21
図表45 評議時間についての裁判員経験者アンケート結果の推移(78)	
図表46 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移(79)	
図表47 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果(審理の理解しやすさ別)(79)	
図表48 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果の推移(80)	
図表49 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果(罪名別)(80)	
図表50 裁判官の誘導の有無についての裁判員経験者アンケート結果の推移(81)	
ウ 今後の課題	22
4 判決	22
(1) 判決結果	22
ア 現状と分析	22
図表51 終局区分別(量刑分布を含む)の終局人員及び控訴人員(罪名別)(82)	
図表52 量刑分布の比較(83~90)	
イ 求刑との関係	23
図表53 宣告刑が求刑を上回る判決、求刑と同じ判決及び求刑を下回る判決(91)	
ウ 執行猶予率及び保護観察率	23
図表54 執行猶予に付された割合の比較(92)	
図表55 保護観察に付された割合の比較(92)	
(2) 判決書の状況	23
5 訴訟手続上特殊な事件	24
(1) 公判審理に長期間を要する事件	24
ア 課題の所在	24
イ その現状	24
(ア) 事件の動向	24
図表56 【職務従事日数11日以上】判決人員とその割合の推移(93)	
(イ) 選任手続	25
図表57 【職務従事日数11日以上】選定された裁判員候補者数の平均の推移(93)	
図表58 【職務従事日数11日以上】選任された補充裁判員数(94)	
図表59 【職務従事日数11日以上】裁判員に選任された補充裁判員数(94)	
(ウ) 公判準備、公判審理等	25
図表60 【職務従事日数11日以上】平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の推移(自白否認別)(95)	
図表61 【職務従事日数11日以上】平均評議時間(自白否認別)(95)	
(エ) 裁判員経験者のアンケート結果	25
図表62 【職務従事日数11日以上】裁判員経験者アンケート結果の比較(96・97)	
ウ 今後の課題	26
(2) 精神鑑定を要する事件	26

ア	課題の所在	26
イ	その現状	27
	図表63 【精神鑑定実施事件】鑑定結果の報告方法及びこれに関するカンファレンスの実施状況(98)	
(ア)	公判準備	27
(イ)	鑑定結果の報告方法と裁判員の受け止め方	27
	図表64 【精神鑑定実施事件】裁判員経験者アンケート結果の比較(99・100)	
(3)	区分審理事件	28
ア	制度趣旨	28
イ	その現状	28
	図表65 【区分審理事件】区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳(101)	
	図表66 【区分審理事件】裁判員経験者アンケート結果の比較(102・103)	
6	死刑の選択が問題となる事件	28
(1)	終局結果	28
	図表67 【死刑求刑事件】罪名別の終局結果(104)	
(2)	その現状	29
ア	選任手続	29
	図表68 【死刑求刑事件】各段階における裁判員候補者数の比較(105)	
	図表69 【死刑求刑事件】平均職務従事日数の比較(自白否認別)(106)	
イ	公判準備, 公判審理等	30
	図表70 【死刑求刑事件】平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較(自白否認別)(106)	
	図表71 【死刑求刑事件】裁判員経験者アンケート結果の比較(107)	
ウ	評議	30
	図表72 【死刑求刑事件】平均評議時間の比較(自白否認別)(108)	
	図表73 【死刑求刑事件】裁判員経験者アンケート結果の比較(109)	
エ	裁判員の感想	30
7	被告人の保釈	31
(1)	その現状	31
	図表74 保釈率の比較(自白否認別)(110)	
	図表75 保釈率の比較(罪名別)(111)	
	図表76 実刑判決を宣告された者についての保釈率の比較(罪名別)(111)	
(2)	今後の課題	31
第4	上訴審	32
1	控訴審の状況	32
(1)	問題意識	32
(2)	その現状	32
ア	控訴率	32
	図表77 控訴率の比較(罪名別)(112)	
	図表78 申立人別の控訴審の終局人員及び控訴理由別内訳の比較(113)	
イ	控訴審の終局区分・破棄理由別人員	33
	図表79 控訴審結果の比較(114・115)	

ウ	事実の取調べの状況	33
	図表80 控訴審における事実の取調べの行われた人員の比較(115)	
(3)	評価と課題	33
2	上告審の状況	34
(1)	終局結果	34
	図表81 控訴審結果別の上告理由の分布(116)	
	図表82 控訴審結果別の上告審結果の分布の比較(117)	
(2)	裁判員制度に関する最高裁判決	34
第5	裁判員の負担等	35
1	裁判員の負担	35
(1)	守秘義務	36
ア	制度の趣旨	36
イ	その現状	36
	図表83 守秘義務に関する裁判員経験者の意見・感想(118)	
ウ	運用上の課題	37
(2)	精神的負担	37
ア	配慮の必要性	37
イ	精神的負担の最小化，軽減のための方策	37
	(ア) 審理・評議等における配慮	37
	(イ) 裁判員メンタルヘルスサポート窓口	38
	図表84 裁判員メンタルヘルスサポート窓口利用件数(119)	
2	障がい者に対する対応	39
(1)	設備の整備	39
(2)	人的対応	39
	図表85 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者及び裁判員等の数(119)	
3	裁判員制度に関する裁判員の感想	40
(1)	アンケート結果	40
	図表86 裁判員に選ばれる前の気持ちと参加した感想についての裁判員経験者アンケート結果(120)	
(2)	裁判員等経験者の記者会見	40
(3)	裁判員経験者の意見交換会における意見	41
	図表87 裁判員経験者の意見交換会における裁判員経験者の感想(121・122)	
	あとがき	42

## 第1 裁判員裁判対象事件の全体的状況

裁判員制度が施行された平成21年5月から平成24年5月末までの約3年間の裁判員裁判対象事件の事件数や裁判結果について概観する。なお、裁判員裁判は、全国50の地方裁判所本庁のほか、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下、「裁判員規則」という。）で定める10の地方裁判所支部で実施されている。

図表1は、各裁判員裁判実施庁別の、制度施行から平成24年5月末までの約3年間の新受人員、終局人員、未済人員をみたものである。

新受人員総数は4,862人であり（注1）、1庁当たりの年間の平均新受人員は、26.7人となる。年間平均新受人員が最も多いのは千葉地裁本庁（173.4人）、次いで東京地裁本庁（142.1人）、大阪地裁本庁（134.2人）、横浜地裁本庁（79.5人）、さいたま地裁本庁（77.2人）となっている。年間平均新受人員が少ないのは松江地裁本庁（3.3人）、鳥取地裁本庁（3.6人）、秋田地裁本庁（4.3人）、旭川地裁本庁（4.9人）、函館地裁本庁（5.9人）などとなっている。千葉地裁本庁の新受人員が多いのは、管内に成田国際空港を抱え、覚せい剤等薬物の密輸入の件数が多いためである。

新受人員を罪名別にみたのが図表2である。強盗致傷（24.4%）、殺人（20.9%）で半数近くを占め、次いで現住建造物等放火（9.5%）、覚せい剤取締法違反（8.4%）、傷害致死（8.2%）、（準）強姦致死傷（7.1%）、（準）強制わいせつ致死傷（5.8%）、強盗強姦（4.8%）、強盗致死（強盗殺人）（2.7%）と続いている。年度ごとにみても、この罪名の傾向に大きな変動はみられない。

注1 裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務を行うことに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、裁判員裁判の対象から除外することができる（裁判員法3条1項）。制度施行以来、除外決定がされた判決人員は2人である。

終局人員総数は3,884人であり、新受人員総数の79.9%となっている。各年ごとでは、制度施行翌年の平成22年以降は、新受人員にほぼ見合った終局人員数となっている。

有罪無罪の終局結果を罪名別に裁判官裁判と比較してみたものが図表3である。全事件



の無罪率をみる限り裁判官裁判時代と大きな変化はない。なお、罪名欄は、審理の結果最終的に認定された罪名のうち最も重いものが表示されているため、必ずしも裁判員裁判対象罪名であるとは限らない。

## 第2 選任手続

### 1 選任手続の概観

裁判員は、選挙人名簿に基づき国民から無作為に選ばれる。裁判員制度の適正，円滑な運用のためには，裁判員及びその候補者となる者の生活状況に照らし過重な負担とならないように配慮するとともに，選任された裁判員ができるだけ社会の各層を適切に反映した偏りのないものであることが必要である。

このような点を踏まえつつ，裁判員の選任は，次のような4段階を経て行われる（図表4のA～E参照）。

第1段階（A）では，各地方裁判所において，前年度の11月に，選挙人名簿から無作為抽出された名簿をもとに裁判員候補者名簿を調製する。そして，名簿記載者に対しその旨の通知を行うが，その際，併せて辞退希望の有無等を確認する調査票を送付する。この調査票は，提出は任意であるが，70歳以上，学生，重い病気又はけがなど，1年間を通じて裁判員になることを辞退できる事由，裁判員になることができない職業に就いている事実，裁判員になることが特にむずかしい特定の月がある場合に，2か月を上限として辞退を希望する月をそれぞれ申し出ることができる。

第2段階（B）では，各庁に係属した具体的な事件について，受訴裁判所が呼び出すべき候補者の数を決め，地方裁判所が候補者名簿からくじでその数の候補者を選定する。選定後，受訴裁判所は，第1段階（A）で調査票を返送して辞退の申立て等をしていた裁判員候補者について，法令上の要件を満たしているかどうかを審査し，これを認めた場合には呼び出さない措置をとる。

第3段階（C）では，呼び出さない措置をとらなかった裁判員候補者に対して，裁判員選任手続期日の通知（呼出状の送付）をするとともに，予定された公判の日程等との関係で更に辞退希望の有無等を調べる質問票を送付する。その後，返送された質問票の記載に基づき，辞退の申立てが法令上の要件を満たしているかどうかを審査し，これを認めた場合にはその候補者に対する呼出の取消しを行い，選任手続期日に出席する必要がないこと

を知らせる。

そして、第4段階（D）では、これらの手続を経て選任手続期日に出席した候補者から辞退等が申し立てられた場合に、その許否を判断する。その後、検察官、弁護人は理由なし不選任請求権を行使することができるが、その手続を経て最終的に残った候補者の中から、くじにより実際に事件に参加する裁判員・補充裁判員を選任する。

このように複雑な手続をとることとされたのは、調査票、質問票、選任手続期日と3段階で辞退事由の有無を判断し、裁判員候補者に過重な負担が生じることのないよう慎重な配慮がされたためである。調査票（第1、第2段階）は、具体的な事件、公判期日と関係のない段階での辞退事由の有無に関するものであり、主として定型的辞退事由（年齢、重い疾病等の事由）がこれに該当する。質問票（第3段階）は、事件、期日が決まった後の辞退事由の有無に関するものであり、主として相対的な辞退事由（職業、生活、行事等の事由）がこれに該当する。以上の段階では、書面で辞退が申し立てられ、その許否が判断されるので、裁判員候補者は、裁判所に出向く必要がない。選任手続期日（第4段階）は、これらの書面では辞退が認められなかった者について、直接事情を聴き、その障害の有無、程度等について判断する手続である。聴取の結果辞退が認められなかった者については、その後の選任手続が行われる。

## 2 選任手続の実際

### (1) 候補者名簿記載者数と名簿使用率

図表5以下は、この手続に従って行われた選任の実態に関するものである。

3年間で候補者名簿に記載された者の総数は124万1406人であり、年間30万人前後である。名簿記載者のうち事件に対応して選定された者（現実の選任ではなく、書面ベースで候補者として選定された者）の比率が、名簿使用率である（図表5A口）。平成21年の名簿使用率が4.5%と著しく低いのは、制度施行直後に審理が開始された事件自体が著しく少なかったことによるものである。その後の平成22年、23年も、36.7%、41.7%と5割以下の使用率が続いている。候補者名簿への記載数は、各地方裁判所が翌年の裁判員裁判事件数を予想し、かつ、裁判員候補者の辞退率、選任手続期日への出席率等を勘案して計上するものである。いずれも正確には予測しがたいところであり、候補者数の不足に対する心配からどうしても大きな数値を計上しがちである。この名簿へ

の記載自体が特段の負担を課するものではないが、調査票の返送をはじめ国民にとってはそれなりの心理的影響を伴うものであることからすると、もう少し名簿記載人員を抑えることも考えられてよいであろう。

## (2) 選定された候補者数

1件当たり（判決人員で計算しているのので、判決人員1人当たりという方が正確であるが、便宜件数として表示する。以下同じ。）の裁判員候補者数は図表5B八のとおりである。平成21年は、制度施行後間もないことから、各裁判所とも辞退率、出席率の見込みを立てにくく、1件当たり94.5人と多数の候補者を選定している。平成22年には84.0人と大きく減少したが、その後徐々に増加する傾向にある。

その理由は、図表6をみると明らかである。図表6は、審理予定日数と選定された裁判員候補者数の関係をみたものであるが、当然のことながら審理予定日数が増加すれば、選定された裁判員候補者数は増加する傾向にある。長期間の審理を要する事件については、辞退希望者が増加する実情が考慮されるためである（注2）。一方で、裁判員候補者数について経年変化をみた場合に、同じ審理予定日数を要する事件について、全体的な傾向として候補者数が増加しているわけではない（同表の[ ]内の数字の推移を参照）。大きな特徴は、審理に長期を要する事件の比率が年を追って増加している点である。例えば、典型的な自白事件の類型と考えられる3日以内の事件は、平成21年は事件全体の62.0%を占めていたが（これは、初年度は特に自白事件を中心として審理が開始されたという事情によるところが大きいと思われる。）、22年は39.9%、23年は27.6%、24年は25.8%と減少している。逆に6日以上10日以内の事件は、平成22年の12.8%、23年の21.8%から24年の23.6%と増加しており、審理に11日以上を要する事件の比率も22年0.6%、23年2.5%、24年6.1%と増加している。

なお、この数値だけから断定することはできないが、短時間に事件の性質がこのように大きく変動するとは考えられず、この審理期間の長期化は、事件の性質によるものというよりは、むしろ審理から判決に至る手続全体の長期化によるところが大きいと思われる。

注2 審理予定日数と辞退が認められた裁判員候補者数との関係は、図表7のとおりであ

る。審理予定日数が3日以内の事件と5日以内の事件との間には大きな有意差はなく、10日以内の事件では60%以上の候補者について辞退が認められており、11日以上の事件になると70%前後の裁判員候補者について辞退が認められている。

### (3) 辞退の状況

辞退は、3段階で判断される。調査票による辞退(図表5 B 二)、質問票による辞退(同 C へ)、選任手続期日における辞退(同 D 又)である。

辞退が認められた裁判員候補者数及びその年度別推移は図表7の総数欄のとおりであり、選定された候補者の53.0~62.0%の者について辞退が認められている。

図表8は、上記3段階のうちどの段階で辞退が認められたのかを示したものである。調査票段階で認められた者が47.3%、質問票段階で認められた者が44.9%で、選任手続段階で認められた者は辞退者全体の7.7%である。これを年度別にみたのが図表9であり、選任手続期日に辞退が認められた者の候補者全体に占める比率(4.3~4.5%)は概ね一定しているが、選任手続期日前に辞退が認められた候補者が裁判員候補者全体に占める割合は平成22年以降増加している(48.4%、54.7%、57.7%)。つまり、大半の辞退者は書面での回答によって呼出し自体が免除されている上、その割合は徐々に増加しており、現行の選任手続が全体として国民の負担軽減の上で大きな機能を果たしているということができよう。

図表10及び11は、3つの段階における辞退事由をみたものである。調査票の段階では、未だ具体的な期日も決まっていないため、時期と関わりない辞退事由が主であり、「70歳以上」、「学生」等の定型的辞退事由が69.0%と最も多く、「疾病傷害」18.3%、「事業における重要用務」等がこれに続いている。質問票段階では、時期、期間が明らかになり、裁判員としての職務が具体化しているため、「事業における重要用務」が40.9%と最も多く、「介護養育」16.9%、「疾病傷害」等がこれに続いている。選任手続期日の段階では、直接裁判員候補者から事情を聞いた上で判断することになるので、「事業における重要用務」が46.2%と最も高く、次いで「精神上又は経済上の不利益」26.2%、「介護養育」、「疾病傷害」となっている。

### (4) 選任手続期日への出席率

選任手続期日に出席した裁判員候補者は、3年間で11万5695人である(図表5Dチ)。調査票、質問票の結果辞退等が認められた者を除く、出席義務を有する者の総数は14万6258人であるから、3年間の平均出席率は79.1%である(図表5Dリ下段)。この出席率自体は、諸外国の陪審裁判と比較しても極めて高く、その大きな理由は、裁判員候補者の負担が過重とならないようにという観点から、書面による辞退という制度を設け、その運用を柔軟に行うこととした点にあることはすでに述べたとおりである。しかし、この出席率が制度施行直後の83.9%から80.6%、78.4%、75.7%と年々低下している。現状では運営に支障が生じるレベルではないが、裁判員制度の円滑な運用を支えてきた最も基本的な要素の一つが国民の協力、とりわけ高い出席率にあることを考えると、動向を十分に注視していく必要がある。図表12は、審理予定日数別の出席率をみたものである。若干の変動はあるが、3年間の平均でも、審理日数が3日以内の出席率は80.1%であるのに対し、5日以内79.6%、10日以内77.2%、11日以上72.8%と、審理予定日数が長いほど出席率が低下する傾向にある。辞退率について述べたと同様に、審理の長期化はこの点にも影響を与えているものと思われる。

#### (5) 理由なし不選任の状況とくじの母数

選任手続期日に出席し辞退が認められなかった者について、理由あり又は理由なし不選任がなされる。理由あり不選任の数は、1件当たり0.1~0.2人と極めて少ない(図表5D又中段)。理由なし不選任の数は図表5D又下段のとおりである。1件当たりについてみると、平成21年5.0人、22年4.0人、23年3.6人、24年3.5人と年々減少する傾向にある。

これらの手続を経て最終的に残った数が裁判員選任のくじの母数となる。その数は図表5Dルのとおりである。同図表Eカによれば、1件当たりの補充裁判員の数は平均2.1人であるから、平均的な事件では、1件につき6人の裁判員に加えて2人の補充裁判員をくじで選任することになる。

ここで、理由なし不選任請求が行われる直前の段階における母数をみると、制度施行直後の33.8人から28.3人、25.1人、24.1人と年々減少する傾向にある(図表5Dワ)。この時点での最小必要数は、裁判員6人及び補充裁判員2人に、理由なし不選任請求権行使可能数(補充裁判員が2人の場合は、検察官、弁護士各5人)10人を加えた18

人となるが、その上で、選任された裁判員について（大量観察をした場合に）社会的な偏りがないかどうかという点を考慮して適正な規模が決められることになるであろう。現状の24人程度という値は、理論上必要とされる18人に近づきつつあるが、理由なし不選任の数が前記のとおり3人台と少ないことを考慮すると、適正な規模であるといえることができる。

#### (6) 選任された裁判員，補充裁判員の数

選任された裁判員，補充裁判員の数は図表5 Eワ及びEカのとおりである。現在までのところ裁判官1名と裁判員4名という合議体の例はない。1事件についての裁判員の平均が6.1人となっているのは、審理途中での解任により補充裁判員から選任された裁判員の数を含んでいるためである。補充裁判員から裁判員に選任された数は、図表13のとおり、3年間で344人であり、事件についてみると1人の選任が309件、2人の選任が16件、3人の選任が1件となっている。

### 3 裁判員の構成

冒頭でも述べたとおり、このような過程を経て選任された裁判員が、事件全体を大量観察した場合には、社会の構成を偏りなく反映していることが望ましい。図表14～16はこの点を検証するものである。

図表14は、裁判員の職務従事日数別の年齢構成をみたものである。定型的辞退事由が設けられている70歳以上の者の構成比率が低くなっているが、20代から60代までについては、職務従事日数に関わりなくバランスのとれた分布となっており、その結果は国勢調査の人口比とよく合致している。裁判員裁判が年齢に関わりなく国民の協力を得ているといえることができる。

図表15は裁判員の職務従事日数別の職業構成をみたものである。これについても、職務従事日数と関わりなく、国勢調査の職業分布とほぼ対応した構成が保たれているといえることができる。従事日数が長い事件についても、勤務者、自営業者、家事従事者などの協力が得られていることは、この制度に対する理解の深さと社会の対応力をうかがわせるものといえるであろう。

図表16は、同様に裁判員の男女比をみたものである。国勢調査結果よりも若干男性比

率が高まっているが、概ねバランスのとれた構成となっている。性犯罪についても全事件でみた場合と同様の数値を示している。

#### 4 検討課題

冒頭に述べたとおり、裁判員の選任手続は、参加する国民の負担をできるだけ軽減するとともに、選任された裁判員が社会の構成をできるだけ適正に反映することが望ましい。候補者名簿の記載から最終のくじによる選任までいくつかの段階を経て行われる手続は、概ねこの要請に応えた適切なものになっていると思われる。

ただ、未だ短期間ではあるが、この間ですでに辞退率の上昇、出席率の低下という傾向が現れてきている。辞退率の上昇は、現在の事件数のもとで、書面審査による辞退の判断を柔軟な基準により行うという面が現れているということも考えられる。一方、出席率の低下は、現状ではさほど深刻なものではないとはいえ、この制度に対する国民の意識の端的な反映ともみられるものであり、今後の動向を注視して、対策を講じていく必要がある。

### 第3 第一審

#### 1 裁判員裁判の公判準備

##### (1) 審理期間、公判準備、公判前整理手続

公訴が提起されてから判決の言渡しまでの期間が審理期間であり、事件が係属して終局するまでの全期間をいう。そのうち、事件が係属してから第1回公判が開始されるまでの期間が公判準備期間である。公判準備期間は更に、起訴後公判前整理手続に付する裁判所の決定があるまでの期間、公判前整理手続期間、公判前整理手続終了後第1回公判までの期間に分けられる。公判準備期間の中核をなすのは公判前整理手続であるが、その前後の期間も含めた公判準備期間全体を準備活動の主体や内容に即して4段階に分けると、次のようになる（図表17のa～d参照）。

第1段階(a)は、裁判員裁判対象事件の起訴から、公判前整理手続に付する裁判所の決定を経て、検察官が証明予定事実記載書面を提出し、証拠請求をするまでの期間である。もとより弁護人の活動もスタートしているが、次の段階との関係では、検察官の側の準備活動が適切・迅速に行われるかがここでの重要なポイントとなる。

第2段階(b)は、その後、弁護人が予定主張を明示するまでの期間である。この期間

には、検察官から請求証拠が開示され、弁護人は、これを受けて、自らの予定主張等の準備を行う。そして、検察官請求証拠の信用性等を判断するために、いわゆる類型証拠の開示を請求することができるが、この請求を待つことなく、検察官の側で任意に類型証拠を開示する運用も行われている。

第3段階(c)は、その後、裁判所が公判期日を指定するまでの期間である。この期間には、裁判所の主宰のもと、当事者双方の主張や公判廷で取り調べる証拠を整理し、具体的な審理予定の見込みが立った段階で公判期日を指定する。弁護人は、自らの予定主張に関連する検察官手持ち証拠の開示を求めることもできる。

第4段階(d)は、公判期日が指定されてから、第1回公判期日までの期間である。この間に、残された争点と証拠の整理を終えて公判前整理手続を終結させるほか、裁判員候補者の選定、呼出状の送付などが行われ、裁判員選任手続期日に裁判員が選任される。

## (2) 手続の基本的な考え方

裁判員裁判では公判前整理手続は必要とされている(裁判員法49条)。裁判員にとって分かりやすい公判審理を実施するためには、事前に、適切な争点整理を行い、事件の核心となる争点の判断のために必要かつ十分な証拠の種類・範囲について、当事者や裁判所の間で認識を共通にする作業が不可欠であるとの考え方に基づく。

争点や証拠に関して、整理された内容・結果が適切なものとなっていなければ、それらを反映した公判が円滑に実施できないことは言うまでもないが、公判前整理手続のプロセスが合理的なものかどうか、その後の公判のありように関わる重要なファクターとなる。各種の手続法規が履践されているかももちろんであるが、さらに、公判前整理手続に要する期間が合理性を持ったものかどうか、見過ごせないポイントといえる。人証を主体とした分かりやすい公判(後記2(3)イ参照)を実現するためには、事件に関する関係者の記憶が新鮮さを保持している間に、証人尋問等の証拠調べを実施することが不可欠である。また、起訴後、審理を迅速に開始することにより、勾留されている被告人の身柄拘束期間をできる限り短くすることは、被告人の正当な利益の保障として重要である。したがって、公判前整理手続は事案に見合った合理的期間内に終了し、できるだけ早期に公判が開かれることが期待されている。



### (3) 公判前整理手続の状況

審理期間のうち、公判前整理手続に付する旨の決定までの期間はごく限られており、公判前整理手続終了から第1回公判までの期間も事件によってさほど変動するものではない。また、いったん公判が開始されると、ごく一部の事件を除いて連続して法廷が開かれ、評議判決までの期間も限られている。したがって、審理期間の長さを決定するのは、もっぱら公判前整理手続期間ということになる。

公判前整理手続期間は、図表18のとおり、自白事件においても、否認事件においても長期化する傾向にあり、それが事件全体の審理期間を裁判官による裁判に比して長期のものとしている。すなわち、自白事件の公判前整理手続期間は、制度施行直後は2.8月であったが、平成22年は4.6月、23年、24年にはいずれも5.0月と長期化している。また、否認事件についても平成21年の3.1月から、22年には6.8月、23年には8.3月、24年には8.6月とかなり大幅に長期化している。

裁判官による裁判では、公判期日の間に相当の間隔があった一方、公判前整理手続期間自体は比較的短期間で終了していた。裁判員裁判のもとでは、上記のような公判前整理手続期間の長期化により、平均審理期間は裁判官裁判時代よりもかなり長期化している。実際、否認事件においては、公判前整理手続期間だけで、裁判官裁判時代の平均審理期間以上の期間を要するようになっている。

### (4) 長期化の実情とその要因

#### ア はじめに

裁判員裁判全般において公判前整理手続期間が長期化した要因を検討するためには、長期化を招くような特殊要因のない事件を取り上げて検討することが有用である。追起訴や鑑定手続実施決定があると、公判前整理手続期間は長期化する（図表19、20）。また、公判前整理手続に付する決定から1年以上経過しても公判期日が指定されていない事件の中には、これらのほか、弁護人の辞任・解任という長期化要因が発生したものもある（図表21）。このほか、訴因変更のある事件や要通訳事件も、長期化しやすいと考えられる。

そこで、今回の報告では、これらの特殊要因のある事件は別として、一般的な事件に関するデータをもとに、公判前整理手続の長期化の実情と課題を検討する。

## イ 自白事件における検討

鑑定，追起訴，弁護士辞任という特殊な要因のほか，長期化の要因となり得る訴因変更や要通訳事件という特別の事情をできるだけ排除し，かつ，審理日数（公判審理，評議，判決宣告を行った日の合計数）が4日以内である自白事件を対象に検討することとする。

図表22は，平成24年5月末までに終局したその種の事件を対象として，公判準備の手續段階別所要期間の平均日数を，起訴された月ごとにグラフ化したものである（平成23年6月までの起訴分は24年5月末までにすべて終局しているので，23年6月起訴分までは確定値である。平成23年7月以降の起訴分については，終局していない事件の数値が含まれていないため，今後，さらに平均日数が長くなることも見込まれる。）。グラフの最上段は，これらの事件全体につき，平均日数を示している。

この3年間の平均審理期間は162.3日（5.4か月）で，検察官の証明予定事実記載書面の提出までに要した期間（上記1における(a)の期間）は19.4日，弁護人の予定主張記載書面の提出に要した期間(b)は36.7日，法曹三者での打合せに要した期間(c)が40.5日，公判期日の指定から第1回公判期日までに要した期間(d)が62.1日，第1回公判期日から判決までの期間（実審理期間）が3.6日である。またこの間に概ね4回の整理期日が設けられている。その期日の間隔は図表23のとおりである。

以上に基づき，当月の起訴分がすべて終局している平成23年6月までの事件について，その全体傾向をみると，次の点を指摘することができる。

検察官による証明予定事実の提出までの期間は，20日間を超える場合が多かったが，その後2週間程度に短縮されている。

弁護人による予定主張記載書面の提出までには30～40日を要している。

法曹三者による打合せには40日前後を要している。

公判期日の指定から第1回公判までには60日前後を要している。

平均すると，第1回整理期日は検察官の証明予定事実記載書面の提出後間もなく行われ，第2回整理期日は弁護人の予定主張記載書面の提出後間もなく行われている。第3回，第4回は法曹三者の打合せ期間中に行われていたが，最近は第4回は公判期日指定後，第1回公判までの間に行われている（この点については後述する。）。整理期日の間隔は，概ね20日強から30日の間である。

同じデータを審理期間の長短別に分類整理したのが図表 2 4 である。審理期間の長短に関わらず、公判期日の指定から第 1 回公判までの期間にはほとんど変化がない。また、検察官の証明予定事実記載書面の提出までの期間は、審理期間が長い事件については若干長期化の傾向を示しているが、それでも 1 月以内とその影響は少ない。これに対し、弁護人の予定主張記載書面の提出までの期間は、審理期間が 90 日以下の事件では平均 12.5 日であるのに対し、241 日以上 of 審理期間を要した事件では 60 日以上と大きく延びており、また、その種の事件では法曹三者の打合せの期間も 122 日にも及ぶなど長期化が顕著である。

自白事件であるということ、換言すればもっぱら量刑が問題となる事件であるということをも前提として以上のデータを検討すると、次のような点を指摘することができるであろう。

検察官の証明予定事実記載書面の提出までの期間については改善されてきているが、弁護人の予定主張記載書面の提出までの期間については短縮化の傾向がうかがわれない。これには検察官による証拠の開示という問題もあるが、裁判員裁判の経験がどのように蓄積されているかという弁護態勢全体に関する観点からの検証が求められているように思われる。

法曹三者の打合せに要する期間についても、長きに過ぎるのではないかと疑問を免れないように思われる。自白事件であることからすれば、量刑に影響する事実関係に争いがある事件であっても、より短い期間で打合せを終えることが可能であろう。両当事者が、量刑に関して核心的な争点は何かを見極め、審理イメージを共有化していく作業が円滑にされていないことが最大の理由であろうと思われる。公判前整理手続の経験を積み重ねていくことで合理的な短縮を考えていく必要がある。また、法曹三者の打合せの期日間隔が 20~30 日と空いているのも、実際の必要性という観点からの検証が必要であろう。

公判期日の指定から第 1 回公判期日までの期間が、平均 60 日前後と最も長期間を要している。この期間については裁判員規則上 6 週間以上とすることが求められているが、実際には 9 週間を要しているわけである。呼出状発送に先立つ裁判員候補者の旅費計算等の事務手続のほか、まとまった期日指定の障害となる弁護人の都合など、もっぱら現実的、技術的問題が中心となる。この関係で、最近

では、公判前整理手続の終了前に、大まかな審理計画に基づき公判期日を指定して、弁護人の期日確保に努めるといった工夫もされてきているようである（この期間に第4回の整理期日が行われているのはそのためである。）。

裁判員裁判のもとで、従来の裁判官による裁判に比しても審理期間が長期化しているという現状は問題であろう。それぞれの段階で各関係者にはそれなりの理由があることは想像に難くないが、一度運用が定着すればこれを改めることは極めて困難になるであろう。関係者の相互理解のもとに健全な運用を重ね短縮化の努力を続けていくことが必要である。

#### ウ 否認事件における検討

次に、否認事件について検討するが、自白事件と同様に特殊な長期化要因をできるだけ排除し、追起訴、鑑定、弁護士辞任、訴因変更及び通訳という要因がない事件を対象とする。また、否認事件では典型的に自白事件よりも審理日数が長くなると予想されることから、審理日数が7日以内の事件を対象を限定して検討することとする。図表25は、図表22と同様に、平成24年5月末までに終局した事件を対象として、公判準備の手続段階別に要した期間の平均日数を、起訴された月ごとにグラフ化したものである（ただし、平成24年5月末において、23年3月までの起訴分は90%以上が終局しているが、23年4月以降の起訴分については終局した事件の割合が次第に低下する。このため、今後終局事件が増えるのに伴って平均日数が増加することが見込まれるので、各月に起訴された事件全体の処理状況を示したものとはいえない。）。

グラフの最上段は、これらの事件全体につき、手続段階別に要した期間の平均日数を示している。

否認事件のデータは、月別のデータからもうかがわれるとおり、自白事件のように均質的ではなく、事件によって大きな変動がある。

全体の平均審理期間は、236.0日（7.9月）で、検察官の証明予定事実記載書面の提出まで（上記1のaの期間）は20.6日、弁護人の予定主張記載書面の提出まで（b）は50.0日、法曹三者の打合せ（c）が96.5日、公判期日の指定から第1回公判期日まで（d）が62.5日、実審理期間が6.4日である。この間に概ね6回の整理期日が設けられている。その間隔は、図表26のとおりである。

以上によると、次の点を指摘することができる。

検察官の証明予定事実記載書面の提出までの期間は、自白事件の場合とほぼ同程度であり、自白事件同様に短縮化の傾向がみられる。

弁護人による予定主張記載書面の提出までの期間は、短いもので 35 日強、長いもので 90 日強と事件によるばらつきが大きく、また自白事件の 1.4 倍と長期化している。

法曹三者による打合せに要する期間は、60 日強から 130 日強までと、事件によるばらつきが大きく、自白事件の 2.4 倍という長期間を要している。

公判期日の指定から第 1 回公判期日までの期間は、自白事件同様 60 日前後であり、事件による変動はみられない。

第 1 回整理期日は、自白事件同様検察官の証明予定事実記載書面の提出後間もなく開かれている。第 2 回は弁護人の予定主張記載書面提出前に、第 3 回から第 6 回は法曹三者の打合せ期間に行われているが、第 6 回については、自白事件でみられたように、公判期日指定後第 1 回公判期日までの間に開かれることも少ない。

同じデータを審理期間の長さによって整理したのが図表 27 である。これによると、自白事件の場合と同様に、検察官の証明予定事実記載書面が提出されるまでの期間は、審理に長期を要する事件でも数日から 10 日程度延びているだけであり、余り変化がないが、弁護人の予定主張記載書面提出までの期間は 21 日から 80 日と大幅に延びており、法曹三者の打合せの期間も最短 13 日から最長 203 日と長期化が著しい。

上記のデータをもとに推測すると、

否認事件については、争いの程度に応じて審理の複雑さに大きな差異があることや、争いがあるため当事者間の対立が先鋭化しがちであることが、当事者の準備期間、法曹三者の打合せ期間に大きく影響していると思われる。

自白事件以上に、経験による蓄積から一定のルール、取扱い慣行を導き出すことが困難であり、未だ関係者が手探りの状態で準備を進めているのではないかとと思われる。特に弁護人側は、態勢基盤の充実が自白事件以上に課題となろう。

しかし、これらのデータは、鑑定、追起訴といった特に長期化しやすい事由を除いた否認事件に関するものであることを考慮すると、特に、弁護人の予定主張

記載書面の提出，法曹三者の打合せについては，今後，合理化，短縮化に向けた努力が払われる必要がある。

## 2 公判

### (1) 公判手続の概観

裁判員裁判の公判手続の流れは，図表 2 8 のとおりである。基本的な手続の流れは裁判官裁判と異ならない。公判審理の開始前に公判前整理手続が置かれているため，両当事者の準備が整っており，検察官，弁護士から冒頭陳述がなされ，それぞれのストーリーが明らかにされること，双方からの申請に基づき採用された証拠の取調べがなされることなど，手続全般にわたって両当事者が対等の立場で訴訟活動を行うことが手続上確保されている。

また，証拠調べの内容は，事件によって異なるが，できるだけ人証を中心とした口頭でのやりとりによって立証が進められることが必要である（口頭主義・直接主義）とされてきた。

公判手続は，原則として一度開始されると終局まで連日開廷で進められるのが通常である（継続審理）。ただし，公判審理に長期間を要する事件では，裁判員の生活上の都合，疲労の程度などを考慮し，週の何日間かを審理にあて，これを何週間か繰り返すという審理方式もとられることがある。

### (2) 連日的開廷

#### ア 連日的開廷

図表 2 9 は，裁判官裁判と裁判員裁判の開廷状況の違いをみたものである。裁判官裁判時代は，実際の審理期間 6.5 月に平均して 5.9 回の審理が開かれていたので，平均開廷間隔は  $6.5 \div (5.9 - 1) = 1.3$  か月であった。裁判員裁判では原則連日開廷であり，開廷間隔はゼロということになる。

#### イ 裁判員の負担

実審理期間は，第 1 回公判期日から判決までの期間である（土日等も含まれている）。平均は 5.7 日，最短は 2 日，最長は 95 日である。実審理期間は，当然のこと

ながら自白事件と否認事件とでは大きな差があり，否認事件では自白事件の 1.9 倍の日数を要している。また，自白事件，否認事件とも年々長期化する傾向にあり，この 3 年間で自白事件は 3.5 日から 4.7 日(1.3 倍)，否認事件では 4.7 日から 9.9 日(2.1 倍)に増加した。

もっとも，このことは直ちに審理，評議の時間がそれだけ増大したことを意味するものではない。

図表 3 0 は，1 件当たりの平均開廷時間及び平均評議時間の推移をみたものであるが，全体で 922 分から 1,250 分(1.36 倍)に増加しているものの，自白事件では 857 分から 881 分(1.03 倍)，否認事件でも 1,178 分から 1,690 分(1.43 倍)の増加にとどまっている。

審理(開廷時間)と評議に分けてみると，開廷時間はむしろ横ばいないし減少しており，否認事件のみ若干(1.31 倍)増加しているのに対し，評議の時間はいずれもかなり増加している。

審理日数が増加しているのに，開廷時間がさほど増加していないのは，1 期日の審理時間が短縮しているためである。図表 3 1 は，1 開廷当たりの平均開廷時間の推移をみたものである。これによると，開廷時間は 229.1 分(3.8 時間)から 198.6 分(3.3 時間)に短縮している。これは，裁判員の負担を考慮して，1 日の開廷時間を短縮しているためではないかと思われる。

なお，公判日程に関し，裁判員の負担に配慮している例としては，選任手続期日と第 1 回公判期日を別の日に指定する運用が広がっていることも挙げられる。図表 3 2 はその状況を示したものである。制度施行当初は裁判員の拘束日数を軽減するため，選任手続を午前中で終え，午後から直ちに審理に入るという方法が一般的であったが，その後裁判員に対するアンケート結果，あるいは裁判員経験者の意見交換会等の機会に，選任手続期日と公判期日とは別にした方が参加しやすいといった意見が相当数出され(図表 3 3，(注 3))，これを考慮した運用が次第に拡大してきている。特に，審理に長期間を要する否認事件では，平成 2 4 年にはほぼ半数近くの事件が選任手続期日と公判期日を別期日としている。

注 3 選任手続期日に出席する段階では，未だ裁判員となるかどうか不確定の状況にあ

るため、休業のための手配、周囲の了解など勤務その他の障害との調整を図りにくいという面があるという意見が述べられている。

### (3) 審理

#### ア 冒頭陳述

検察官、弁護人の冒頭陳述は、公判前整理手続における争点と証拠の整理の到達点であり、その後の審理の骨格をなすものであるから、簡潔で明快なものでなければならぬ。しかし、現実には、両当事者が自身の主張を裏付けるためより多くの事実を盛り込もうとする余り、冗長で明快さに欠けるものが少なくない。

#### イ 証拠調べ

証拠調べの在り方は、検察官立証の構造とりわけ書証と人証との振り分けとこれに対する弁護人の意見(同意の有無)によって大きく異なってくる。制度施行に当たり、公判中心の直接主義、口頭主義を徹底した形での証拠調べが必要であることは共通認識となっていたが、制度施行後の運用をみると、検察官の書証への依存傾向が是正されず、弁護側も、事実関係を争わない限り、主要な事件関係者であっても、供述調書を同意するというこれまでのスタンスを大きく変えることはなかった。このような傾向に対する裁判所の問題意識も十分ではなかったことから、全体として書面による立証を中心とする旧来型の運用が主流となっていた実情が浮き彫りになってきた印象がある。それは、冒頭陳述が詳細化し、なるべく多くの捜査結果を公判に持ち込もうとする前述の傾向とも対応していると思われる。その後、裁判所は、こうした傾向に対する問題意識を持つに至り、できる限り人証を中心とした立証を行うように求めてきているが、特に自白事件については、立証に多大な負担を要するとする検察官と被害者を法廷に呼ぶことに消極的な弁護人の協力を得られないことも多く、未だ裁判員裁判にふさわしいとされた法廷中心の審理が実現できていないというのが現状である。

例えば、図表34は、犯罪事実の立証のために取り調べられた検察官請求の証人につき、調査を開始した平成23年1月以降に終局した自白事件について、1事件ごとの平均人数の月別推移をみたものである。平成23年当初の0.2~0.3人から、23年10月以降は0.4人、24年に入ると0.5~0.8人と増加しているが、1件当たり1人



にも満たない。また、同じ自白事件について、犯罪事実の立証のために検察官が請求した書証（被告人の供述調書を除く。）と証人、それぞれの取調べ時間の割合の月別推移をみたものが図表35である。証人尋問の時間は平成23年9月までは概ね2割以下（6～25分程度）であり、その後割合が上昇しているものの、24年に入って以降も概ね4割以下（31～49分程度）にとどまっている。また、全期間を通じ、書証の朗読に1時間以上を要している。

平成23年当初から比べると人証のウエイトが高まる方向での変化がうかがわれはないではないが、自白事件における犯罪事実は、書証を中心とし、若干の人証と被告人質問によって立証されているのが現在の運用の実情といわざるを得ない。

図表36は、制度施行以来の平均取調べ証人数に関するデータである。否認事件では、当然のことながら検察官請求の相当数の人証を調べているが、その実態については今後より詳細な検討が必要になるだろう。

#### ウ 裁判員の受け止め方

裁判員がこうした審理の在り方をどのように受け止めているかということ把握することは容易ではない。現在のところこれについて手がかりを提供してくれるのは、裁判員経験者が職務終了時点で記入するアンケートの結果及び各庁単位で実施している裁判員経験者の意見交換会における発言である。アンケートは、制度施行以来平成24年5月末までに2万1000人の裁判員経験者から回答を得ており、回収率は97.2%となっている。また、裁判員経験者の意見交換会は、制度施行後平成24年5月末までに、全国で95回実施され、累計で592人の裁判員経験者の参加を得ている。

以下では、この2つを通じて裁判員経験者の受け止め方を検討する。

裁判員経験者へのアンケートにおいては、公判審理について、審理内容の理解のしやすさ、法曹三者の法廷での説明等の分かりやすさ等を尋ねている。このうち、審理内容の理解のしやすさについての結果をみたものが図表37である。この結果で見逃せないのは、「理解しやすかった」と回答した者の割合が年々徐々に低下している点であろう。全部の事件でいえば、制度施行直後の平成21年には、70.9%が「理解しやすかった」と答えたのに対して、22年は63.1%、23年は59.9%、さらに、24年（5月末まで）には58.4%となっている。この傾向は、自白、否認別の集計とも同様

である。特に、自白事件でもこの傾向が示されているということは、複雑困難さといった係属事件の個性とは別に、裁判員裁判の運用上の問題があると思われる。

図表 38～40 は、検察官、弁護士、裁判官の別に分かりやすさの変化の状況を整理したものである。全体として弁護人の活動の分かりやすさの比率が低く、特に否認事件においてその傾向が強い(図表 39)。これは、基本的には被告人の弁解そのものの理解しにくさが弁護活動に反映しているものと解される。その意味で、ここでいう「分かりやすさ」というのは主張、立証の合理性、了解可能性のことをいうと考えてよいであろう。検察官の活動について(図表 38)は、弁護士よりは分かりやすさの程度は高いが、年々その比率が低下しており、低下率は法曹三者の中で最も高い。とりわけ、自白事件においてその低下が顕著であることは、先に述べた冒頭陳述の詳細化、書証への依存度の高さ等と関連しているのではないかと思われる。

図表 41, 42 は、意見交換会の機会に、書証と人証のいずれが分かりやすいかという観点からの感想を聞いたものである。データからも明らかとなり、「分かりやすさ」ということ自体について様々な理解があるが、大きな傾向としては、人証、書証の特質、その長短を的確に理解した上で、意見が述べられていることがわかる。

人証については、「尋問者、証人によって左右されるが、臨場感があり、記憶によく残る」というのが全体的評価である。これに対し、「調書は論理的で理解しやすい」という意見もあるが、「その朗読による証拠調べでは集中力が続かない、印象に残らない」といった評価が多い。尋問技術と関連するところであるが、重要な点については証人尋問が理解度の点でも感銘力の点でも優れていることは疑問の余地がないであろう。

なお裁判官の説明(図表 40)についての分かりやすさの比率が高いが、これは、基本的に同じ立場、観点から審理に臨んでいることが反映しているものと思われる。

## エ 今後の課題

裁判員裁判においてどのような公判審理が望ましいかということは、今後種々の観点から継続して検討していかなければならない問題である。現段階では、ある程度審理のパターンが予測できる自白事件について、審理の基本的な構造という観点から問題を提起するにとどめたい。

何よりも重要なことは、裁判員の前で開かれる公判での主張、立証を通じて事件の実体が明らかにされ、量刑が可能になるような審理が行われなければならないということである。そのためには、主要な事実については公判廷で証人尋問を行うという運用が一般的なものとして定着していくことが必要である。また、当然のことながら、証人尋問の技術も向上させなければならない。公判中心主義、調書裁判からの脱却ということが言葉として言われるが、それは、一つ一つの事件においてこのような地道な運用を積み重ねていくことによってはじめて実現されるものである。

審理に個別性の強い、事実関係に争いのある事件については、今後の運用を通じて望ましい審理方式を検討していく必要がある。事実関係の複雑な事件、鑑定を含む専門的知識を必要とする事件、責任能力に問題のある事件、重大な量刑を伴う事件など、今後その類型に応じて検討し、望ましい審理方式を模索していかなければならない。裁判所では、過日、裁判員裁判における量刑に関する司法研究がなされ、量刑全般、判決書の記載、さらには死刑判決の動向等に関する研究結果が紹介された。また、現在裁判員裁判における評議の在り方についても検討がされている。今後もこうした研究を重ねて、裁判員裁判についての審理の在り方を検討していくことが必要である。なお、こうした検討を進めるに当たっては、法曹三者が裁判員経験者の意見を聴くことが極めて重要である。集積されたデータからもうかがわれるところであるが、意見聴取の方法、内容を工夫すれば、守秘義務のもとでも、審理の改善に有益な情報を得ることは十分可能である。これまで、どちらかといえば、いかにして裁判員に法律専門家の論理を理解してもらうかということに力が注がれてきた印象があるが、今後は、これとともに、専門家の側がいかに裁判員の感覚を理解していくかということに配慮する必要がある。

### 3 評議

#### (1) 評議の在り方について

評議は、裁判官と裁判員の協働作業である。裁判官と裁判員とがそれぞれの役割を十分に果たせるよう、忌憚のない意見交換ができることが必要である。評議の進行は裁判官（通常は裁判長）に委ねられている。裁判官は、審理を通じて明らかとなった争点について、結論に到達するための判断の骨組みを分かりやすく裁判員に説明し、論理的な

順序に従った評議が行われるよう配慮しなければならない。また、裁判員から示された疑問に適切に答えるとともに、その意見、考え方を柔軟に受け止め、全体としてまとまりのある意見が形成されるように努めることが必要である。

## (2) 評議の実情

評議は非公開で行われる手続であるが、具体的な事件で結論に至った過程に踏み込まなくとも、評議の一般的な実情を検証することは十分可能である。以下では、評議時間の実情と、評議に参加した裁判員の受け止めという観点から検討することとする。

### ア 評議時間

評議時間は図表 4 3 のとおりである。自白事件についていうと、概ね 7 時間 20～30 分が評議にあてられている。自白事件、否認事件とも評議時間が増加する傾向にあり、特に否認事件についてはその傾向が著しい。否認事件全体の平均値は平成 2 4 年度では 12.9 時間であるが、事件によって大きく違いがあると思われる。図表 4 4 は、開廷回数と評議時間との関係を見たものであるが、一般論としていうと、開廷回数が増加すれば、それだけ検討材料が増加するわけであるから評議時間も増加する傾向にあるといえる。しかし、2 回、あるいは 3 回といった同じ開廷回数の事件でも評議時間が長くなる傾向があり、この点は、結局同じ審理時間であっても、より長時間の評議が行われていると考えるほかはない。開廷回数が 6 回以上の長期審理を要する事件については、平成 2 4 年度では平均 18.2 時間の評議となっている。

### イ 裁判員の受け止め方

評議時間、評議における話しやすさ等についての裁判員の受け止め方は、裁判員経験者に対するアンケートの結果及びその自由記載欄の記述から判定するほかはない。

図表 4 5 によると、上記のような評議時間について、裁判員の多く（意見が述べられたうちの 58.4%）は適切であったと述べている。これに次いで、時間が短かったというものもあり（34.8%）、こうした意見が先に述べたように評議時間の増大の背景にあると思われる。

評議における話しやすさ、充実感等についての反応を見たものが図表 4 6～4 9 である。図表 4 6 によると、話しやすい雰囲気であると回答した者は、各年とも 70%を

を超えているが、若干低下傾向にある。話しやすさと審理の理解のしやすさとの相関関係をみたものが図表 4 7 であるが、これによると、審理が「理解しやすかった」と回答したグループの方が、「普通」あるいは「理解しにくかった」と回答したグループに比べて、話しやすい雰囲気であったと回答した者の割合が高くなっている。

図表 4 8 は、同じくアンケート結果のうち、評議における議論の充実度に関する質問の回答を各年別にみたものである。「十分に議論ができた」と回答した者の比率は各年とも 70% を超えている。図表 4 9 は、議論の充実度について、罪名別にみたものである。議論の充実度は、罪名を異にしても大きく変わらない。

評議についてのこうした一般的な意見とは別に、評議において裁判官から誘導があったと感じたかどうかという点について、アンケートから記載があったものを集計したのが図表 5 0 である。全アンケート回収数 2 万 1000 通のうち、この点に言及したものは 112 通であり、うち 74 通 (0.4%) が何らかの形で誘導があったという趣旨の記載であり、38 通 (0.2%) が逆に誘導はなかった旨の記載である。

## ウ 今後の課題

評議については、裁判官と裁判員しか出席していないため、その実態を正確に把握することは容易ではない。しかし、上記のような外形的データのほかに、裁判員の多くがその経験を貴重なものとして高く評価し、参加したことに充実感、満足感を抱いていることを考慮すると、一般的には充実した評議が行われていることがうかがわれる。

今後、評議すべき事項に応じてどのような評議の進め方が望ましいか、法律家と裁判員とではどのような点について評価の違いがあるのかといった種々の観点から検討を加えていくことが必要である。裁判所では、こうした観点から現在評議についての司法研究を進めているところであるが、さらに裁判員経験者との意見交換などを通じて検討する必要がある。

## 4 判決

### (1) 判決結果

#### ア 現状と分析

図表 5 1 は、裁判員裁判における罪名別・量刑分布別の終局人員を示したものである。これによると、制度施行以来、死刑が 14 人、無期懲役が 77 人、有期懲役が 3,686 人（うち 597 人が執行猶予）、無罪が 18 人などとなっている。罰金刑となったものが 2 人あるが、これは、公訴事実の一部が認定されなかった事件におけるものである。

図表 5 2 は、殺人既遂罪等 8 つの罪名について、量刑分布（同じ罪名の判決人員全体に占める割合）を、裁判官裁判と裁判員裁判とで比較したものである。殺人未遂、傷害致死、強姦致傷、強制わいせつ致傷及び強盗致傷の各罪で、実刑のうち最も多い人数の刑期が、重い方向へシフトしている。他方で、殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷及び現住建造物等放火については、執行猶予に付される率が上昇している。

#### イ 求刑との関係

上記 8 つの罪名のうち有期懲役刑の実刑判決が下された事件について、判決と求刑の関係を比較したものが、図表 5 3 である。裁判官裁判では 97.9%、裁判員裁判では 94.2% の事件で求刑を下回る量刑がなされている。裁判員裁判では、求刑どおり（126 件、5.0%）又は求刑を上回る判決（22 件、0.9%）が少なくない。

#### ウ 執行猶予率及び保護観察率

図表 5 4 は、上記 8 つの罪名について、有罪判決を受けた被告人のうち、執行猶予付き有罪判決を受けた被告人の割合を裁判官裁判と比較したものである。裁判官裁判の 13.0% から 15.6% にわずかながら増加している。

図表 5 5 は、同じく 8 つの罪名について、執行猶予付き有罪判決を受けた被告人のうち、保護観察に付された割合を裁判官裁判と比較したものである。裁判官裁判の 35.8% から 55.7% に大幅に増加している。保護観察率の増加の原因を断定することは難しいが、裁判員が、被告人の判決言渡し後の改善更生の環境に高い関心を持っていることが一つの理由ではないかと推測される。

#### (2) 判決書の状況

裁判員裁判における第一審の判決書は、犯罪事実や量刑の判断にとって重要な争点にポイントを絞った平易かつ簡潔なものとなることが想定されている。的確に絞られた立

証対象について厳選された証拠を取り調べ、公判廷で直接見聞きしたことに基づいて裁判官と裁判員が評議を行うという裁判員裁判にふさわしい審理・評議の在り方を前提とするものであり、従前の裁判官裁判における、膨大な書証に基づく綿密かつ詳細な判決からの脱却が期待されていたわけである。

しかしながら、この点は未だ試行錯誤の段階であり、裁判員裁判にふさわしい判決書のスタイル、記載内容等については今後の検討に委ねられている。裁判員裁判における量刑評議の在り方についての司法研究においても、いくつかの判決書試案が記述されるにとどまっている。

## 5 訴訟手続上特殊な事件

### (1) 公判審理に長期間を要する事件

#### ア 課題の所在

公判審理に特に長期間を要する事件については、その負担が非常に重いとの理由から、裁判員として参加できる国民層が事実上限定されるおそれがあり、選任自体に支障を来すのではないかと、選任ができたとしても、国民一般の社会構成を反映しない結果となるのではないかと、裁判員が審理の途中で体調を崩すなどして審理の続行が不可能となる事態が生じる危険性が高いのではないかと、審理が長期化すると、裁判の分かりやすさが低下しないか、などの点が懸念されていた。

そこで、この項では、この類型の事件について、そうした懸念が現実化していないかを検証することとしたい。具体的には、選任から終局までの期間が3週間以上にわたることになる、職務従事日数11日以上的事件を取り上げることとし、審理が比較的短期間で終了するその他の事件と比較して検討することとする。

#### イ その現状

##### (ア) 事件の動向

図表56は、職務従事日数11日以上的事件の判決人員を示したものである。平成21年には判決に至った事件はなかったが、22年以降は総数に占める割合が年々増加している。後掲図表60で見るとおり、11日以上的事件の平均公判前整理手続期間が、平成22年に9.6月、23年では14.4月を要していることから考

えると、制度施行後に起訴された規模の大きな事件が相当期間を経過して徐々に終局するようになったことによるものと推測される。

#### (イ) 選任手続

図表 5 7 は、選定された裁判員候補者数の平均を比較したものである。職務従事日数 11 日以上的事件は、10 日以下の事件の 2 倍前後の候補者を選定していることがわかる。一般の事件に比べ相当多数の辞退希望者が出ることを予測して候補者を選定しているものと考えられる。その後、調査票、質問票及び選任手続期日当日の辞退審査を経て最終的に選任された裁判員の構成については、前掲図表 1 4 ~ 1 6 によると、性別の点では男性の占める割合が他の事件に比べてわずかに高くなっているが、年齢、職業について特に 10 日以下の事件と変わるところはなく、同様に幅広い層からの参加を得られているといえることができる。

補充裁判員の平均選任数を図表 5 8 でみると、裁判員が審理の途中で解任される可能性が高いと予測されることを踏まえて、補充裁判員をより多く選任している。図表 5 9 によると、平均して 3.3 件に 1 人の割合で、実際に審理の途中で補充裁判員が裁判員に選任されている。また、平成 24 年 5 月末までに終局した全事件を通じて、補充裁判員から裁判員に選任された数は最大で 3 人であることから、補充裁判員を平均 3.5 人選任している現在の選任の運用で特段の支障は生じていないといえることができる。

#### (ウ) 公判準備、公判審理等

図表 6 0 は、平均審理期間・平均公判前整理手続期間の比較である。職務従事日数 11 日以上的事件の公判前整理手続期間は、10 日以下の事件に比べて 2 倍前後の期間を要しており、その結果、平均審理期間も 9 か月近く長期化している。

図表 6 1 は、評議に要した時間をみたものである。平均評議時間は 1,500 分を超え、10 日以下の事件の 3 倍を要していることになる。

#### (エ) 裁判員経験者のアンケート結果

上記のとおり、職務従事日数 11 日以上的事件の公判審理・評議において裁判員



が負う負担は、時間的な面のみでみる限り、その他の事件と比べると格段に重いといえる。そこで、裁判員経験者の受け止め方に差異があるかどうかを、アンケート結果をもとにみたものが図表62である。これによると、職務従事日数11日以上的事件では、審理内容が理解しやすかった、弁護人の説明がわかりやすかったとする割合がいずれも著しく低く、逆に、理解しにくかったなど否定的な評価が際だって増加している。これは、技術的な問題というよりも、審理に長期間を要する事件では弁護人の方針自体が分かりやすいものになりにくいということの表れではないかと思われる。また、検察官、裁判官の説明がわかりやすかったとする割合もわずかながら低い。その一方で、評議が話しやすい雰囲気であったとする割合、議論の充実度について「十分に議論できた」とする割合は、いずれも11日以上的事件の方がむしろやや高く、裁判に参加した感想についても大きな差はみられない。合議体の一員として参加する時間が長くなることが、評議の達成感を高める一因にもなっているのではないかと思われる。

#### ウ 今後の課題

当初の様々な懸念にもかかわらず、これまでのところは、長期間を要する事件に関する裁判員の選任に支障は生じておらず、裁判員の構成にも特段の偏りは生じていない。

公判準備、審理・評議については、公判前整理手続の長期化が最大の問題である。審理内容の分かりやすさの低下についてはある程度やむを得ない面があるが、なお改善を図る努力が必要である。

### (2) 精神鑑定を要する事件

#### ア 課題の所在

被告人の責任能力の有無、程度が争われる事件の中には、裁判所において被告人の精神鑑定を行う必要のある事件が少なくない。制度施行前は、精神鑑定の採用は第1回公判期日以降に限られることとされており、鑑定結果等の報告までの間、公判は事実上中断するのが実情であった。これは、裁判員裁判の円滑な進行に重大な支障を生じさせかねない。そこで、裁判員法においては、鑑定の手続のうち、最終的な鑑定結

果等の報告を除く手続を，公判前整理手続の中で行うことができるように制度的な手当てがされた（裁判員法50条）。

また，専門家による鑑定の結果につき，裁判員が正しく理解できるような分かりやすい審理をどのようにして実現するのかについても，運用上の大きな課題とされていた。そして，具体的な方策として，鑑定人に対する一問一答式の尋問を延々と続けるのではなく，まず，鑑定人が，口頭で鑑定結果の要点を報告（プレゼンテーション）し，その後，当事者や裁判所が疑問点について尋問を行う方法が提案されていた。

## イ その現状

### （ア）公判準備

精神鑑定実施事件（弁護士請求に限る。以下同じ。）は，制度施行から平成24年5月末までの約3年間で105件（図表63）を数えているが，これらは，すべて公判前整理手続の段階で鑑定手続実施決定がされている。裁判の中断という事態をできるだけ回避しようという法の趣旨を生かした運用がされているといえよう。

### （イ）鑑定結果の報告方法と裁判員の受け止め方

精神鑑定実施事件について，鑑定結果の報告方法をまとめたものが，図表63である。精神鑑定を行った105件のうち，責任能力の主張が撤回された5件を除く100件について，公判廷において結果の報告が行われているが，そのうち90件では，まず鑑定人が裁判員に口頭で説明する形式が採られており，制度施行前に提案されていた方法による鑑定結果の報告方法が定着しつつあるとあってよい。なお，結果の報告が行われた100件のうち，報告の方法について鑑定人と法曹三者との事前の打合せ（「カンファレンス」と呼ばれる。）が行われた例が95件に上っている。

精神鑑定実施事件における裁判員経験者のアンケート結果（図表64）を非実施事件と比較してみると，基本的には大きな差はないが，審理内容が理解しやすかったとする割合は精神鑑定実施事件の方がやや低く，検察官，弁護士及び裁判官の説明が分かりやすかったとする割合についても，精神鑑定実施事件の方が肯定的な評価の割合がやや低い。もっとも，精神鑑定実施事件は典型的に裁判員にとって理解が難しい事件であると考えられることからすると，審理方法の工夫が相応の成果を

あげているとみることもできるように思われる。

### (3) 区分審理事件

#### ア 制度趣旨

区分審理とは、1人の被告人に対して複数の事件が起訴された場合に、これを一括して審理した場合の裁判員の負担を考慮し、いくつかの被告事件ごとに区分し、別々の裁判員の構成で順次これを審理するものである。この場合、先行する事件の事実審理を区分事件審判、最後の事件の事実認定及び全体についての量刑を行う裁判を併合事件審判と呼ぶ。区分事件審判は、裁判員裁判非対象事件であれば、裁判官だけでこれを行うことができるが、併合事件審判は必ず裁判員裁判対象事件を含むから、裁判員の参加する合議体で審理されることになる。

このような制度により、幅広い層からの裁判員の参加を得つつ、刑の量定を併合事件審判で一括して行うことによって、適正な結論を確保しようというのが、この制度が設けられた趣旨である。

#### イ その現状

図表65は、区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳をみたものである。制度施行以来、34人の被告人の事件で区分審理が行われた。いずれも、事件相互間に一括審理を必要とするような関連がなく、かつ、すべての事件を一括審理すると裁判員に相当な審理の負担がかかることが予想されたことから、例外的な扱いとして実施されたものと考えられる（そのうち32件については、区分事件が裁判員裁判非対象事件であり、否認事件や多数の自白事件を含むものであった。）。

区分審理事件のうち併合審判事件を担当して判決に関与することとなった裁判員経験者の受け止め方は、図表66のとおりであり、区分審理がされなかった事件の場合と比較して、審理の分かりやすさ、評議の充実度等に関し、アンケート結果に大きな差はない。

## 6 死刑の選択が問題となる事件

### (1) 終局結果

死刑が求刑された事件の罪名別の終局結果は、図表 6 7 のとおりである。平成 2 4 年 5 月末までに、18 件の裁判員裁判事件において死刑求刑があり、うち 14 件について死刑が宣告されている。

死刑が求刑された事案では、裁判員が特に重い負担を負うことが予想される。そこで、以下では、死刑求刑事件について、その実情をみることとする。

## (2) その現状

### ア 選任手続

選任手続については、上記のような重い負担を懸念した裁判員候補者の辞退等が増加するのではないかという点を検証する必要がある。中でも、死刑求刑事件特有の傾向が現れる可能性があるのは、選任手続期日への出席率や当日の辞退率であると考えられる。調査票、質問票が送付される段階では、審理予定の事件の概要は明らかにされておらず、事件の重大性は辞退率に影響を与えないと思われるのに対し、選任手続期日に出席する段階では、報道等により、自分が呼び出されている事件が死刑求刑も予想される重大事件であると予想して対応する候補者も、一定数含まれているのではないと思われるからである。

図表 6 8 によると、選任手続期日への出席率は、平均職務従事日数が死刑求刑事件とほぼ同程度である職務従事日数 1 2 日以上的事件（注 4）では 71.8%であるが、死刑求刑事件では 73.1%となっており、低下はみられない。また、選任手続期日当日の辞退率は、職務従事日数 1 2 日以上的事件では 22.2%であるのに対し、死刑求刑事件では 24.8%となっており、わずかに高くなるにとどまっている。選任手続期日当日の段階においても、出席や辞退の動向にはほとんど影響がないといえる。

注 4 死刑求刑事件は公判審理に長期間を要するため（図表 6 9 によると、平均職務従事日数は 15.2 日である。）、その影響による辞退の増加等と区別して、死刑求刑事件特有の影響の有無をみるために、平均職務従事日数が同程度の事件群である職務従事日数 1 2 日以上的事件（死刑求刑事件を除く。平均職務従事日数は 15.1 日である。）と比較している。

## イ 公判準備，公判審理等

死刑求刑事件とそれ以外の事件について，平均審理期間，平均公判前整理手続期間を比較したものが図表 7 0 である。両者とも，自白，否認を通じ，死刑求刑事件の方が相当に長くなっている。

裁判員経験者のアンケート結果のうち，公判審理に関する部分を比較したものが図表 7 1 である。審理内容の理解のしやすさ，検察官の法廷での説明等のわかりやすさについては，死刑求刑事件の方が評価が低くなっているが，弁護人及び裁判官の法廷での説明等のわかりやすさについては，ほとんど差はみられない。

## ウ 評議

評議の段階では求刑が明らかになっていることから，死刑求刑が評議に特別な影響を与えているかどうかをみるため，評議については，死刑求刑事件，無期懲役求刑事件，これら以外の事件を比較することとする。

まず，平均評議時間（図表 7 2）をみると，死刑求刑事件の平均評議時間は無期懲役求刑事件よりも格段に長く，総数では 30 時間以上，自白事件に限っても 27 時間以上に上っている。死刑求刑事件では，死刑を科すか否かという点について，特に長い時間をかけて評議が行われていることがうかがわれる。

一方，裁判員経験者アンケート結果のうち，評議に関する部分（図表 7 3 上段及び中段）をみると，評議における話しやすさは，死刑求刑事件で低くなっているが，その差はわずかである。評議の充実度も，死刑求刑事件では，「不十分であった」と答えた者の割合がわずかに高くなっているものの，「十分に議論できた」と答えた者の割合は変わらない。いずれも，死刑求刑事件とそれ以外の事件で大きな差はないといえることができる。

## エ 裁判員の感想

裁判員として裁判に参加した感想（図表 7 3 下段）についてみると，無期懲役求刑事件と死刑・無期懲役以外の求刑の事件では，裁判参加経験に関する積極，消極の評価の分布にほとんど差がないが，死刑求刑事件への参加経験を積極的に評価する割合はやや低くなっている。参加経験に対する評価の理由について自由記載を求めた部分

をみると、「今回の事件はとても重く、判断しかねるものでしたが自分自身に向き合い、又人間の心を深くさぐり、理解をするむずかしさを痛感した事。」これほど深く、死刑とは何かと考えることはないと思う。」など、死刑求刑事件における裁判員の精神的負担の重さがうかがわれる。

## 7 被告人の保釈

### (1) その現状

裁判員裁判対象事件は、重大事件について権利保釈を認めないとする刑訴法89条1号に該当することから、裁判官裁判時代には保釈が認められる割合は高くはなかった。しかし、公判前整理手続により争点・証拠の整理が進めば、罪証隠滅のおそれは実質的に減少する。さらに、連日的開廷に対応するには、訴訟活動の準備のために、被告人と弁護人の打合せの必要性が増大する。このような点を踏まえ、裁判員裁判の下では、保釈の弾力的運用が図られるべきではないかとの指摘がされていた。

そこで、勾留された被告人のうち、判決宣告までに保釈が許可され釈放された者の割合（以下、これを便宜「保釈率」という。）によって、制度施行後の保釈の運用状況を見ることとする。図表74のとおり、裁判員裁判対象事件の保釈率は、裁判官裁判時代には、総数で4.5%、自白で4.8%、否認で4.0%であったが、制度施行後は、総数で8.5%、自白で10.2%、否認で5.9%に上昇している。

もっとも、罪名によっては保釈率に偏りが生じることも考えられる。これをみるために、裁判員裁判の判決人員の多い15の罪名について保釈率を比較したものが図表75であるが、保釈された者のいない強盗強姦、強盗致死（強盗殺人）を除くすべての罪名で、保釈率が高くなっている。

また、裁量保釈の許否の判断に当たっては、判決における量刑の見込みも一般的に判断要素となり得ると思われる。そこで、現に実刑判決が宣告された事案において、裁判官裁判時代との保釈率に変化がないかをみるため、同じ15の罪名につき、実刑判決を宣告された被告人に限って保釈率を比較したものが図表76である。実刑判決が宣告された事件に限ってみても、ほとんどの罪名で保釈率が上昇している。

### (2) 今後の課題

制度施行前の問題意識を踏まえて、保釈の弾力的運用が図られつつあるといえる。今後は、訴訟準備の充実・促進にどのように資しているのかについて、弁護活動の実情に基づいた議論を深めていくことが必要であろう。

## 第4 上訴審

### 1 控訴審の状況

#### (1) 問題意識

裁判員制度の導入に当たっては、「控訴審は、第一審判決を前提として、その内容に誤りがないかどうかを記録に照らして事後的に点検する事後審査を行うだけであると位置づければ、裁判官のみで裁判体を構成する控訴審が裁判員裁判の判決を審査し破棄することを正当化できる」という認識を前提として、控訴審の規定を改正しないこととされた。その上で、「裁判員の加わってなされた第一審の裁判を尊重するという意味から、控訴審は事後審であるという控訴審本来の趣旨を運用上より徹底させることが望ましい」との指摘がされ、これが実務上の一般的な受け止め方でもあったといえる。

こうしたいきさつを踏まえて、控訴審を担当する裁判官の間では、控訴審における事実の取調べの在り方については、義務的な事実取調べの範囲を画する刑訴法382条の2第1項の「やむを得ない事由」は厳格に解すべきであり、裁量による事実取調べの範囲も相対的に狭いものになるという意見がほぼ異論なく支持されていた。そして、事実誤認の審査については、個々の証拠の評価又はそこからの推論によって第一審判決の認定を導くことに、論理則・経験則違反がないかどうかを審査すべきであって、かつ、それで足り、また、量刑不当の審査については、よほど不合理であることが明らかな場合以外は第一審の判断を尊重すべきであり、控訴審として許容すべき第一審の量刑の裁量の幅は制度施行前よりもかなり広くなるという共通認識が得られていたといえる。

#### (2) その現状

##### ア 控訴率

図表77は、裁判員裁判対象事件のうち、判決人員の多い15の罪名について、裁判官裁判時代と控訴率を比較したものである。全事件でみると、裁判官裁判時代は34.3%、裁判員裁判では34.5%であり、控訴率はほとんど変わらない。罪名別でみる

と、薬物事件の控訴率が相当程度低下しているほかは、大きな差はない。なお、(準)強姦致死傷の控訴率は上昇しているが、強姦致死傷・強制わいせつ致死傷・強盗強姦・集団(準)強姦致死傷を合計すると、控訴率はほぼ変わらない。

図表78は、控訴審の終局人員及び控訴理由別内訳である。これをみると、裁判官裁判時代と比較して、検察官が控訴した事件の終局件数が少なくなっており、検察官からの控訴申立自体が顕著に減少していることがうかがわれる。

#### イ 控訴審の終局区分・破棄理由別人員

図表79は、控訴審の結果を裁判官裁判時代と比較したものである。これによると、事実誤認を理由として第一審判決を破棄した割合は裁判官裁判時代の2.6%が裁判員裁判では0.5%、量刑不当を理由として破棄した割合は5.3%が0.6%、判決後の情状を理由として破棄した割合は8.4%が5.0%と、明白な低下傾向を示している。

#### ウ 事実の取調べの状況

図表80は、控訴審における事実の取調べの実施状況の比較を示したものである。事実取調べの行われた事件の割合は、第一審が裁判官裁判の場合に78.4%であったのに対し、裁判員裁判の場合は63.1%に低下している。その中でも、被告人質問とそれ以外の証拠調べが併せて行われた事件の割合は、第一審が裁判官裁判の場合に41.0%であったものが、裁判員裁判の場合は23.9%とほぼ半減している。

### (3) 評価と課題

第一審判決を破棄した割合及び事実取調べを行った割合がいずれも明瞭に低下に転じていることは、制度施行後の控訴審において、(1)の議論を反映した運用が行われていることの表れであると考えられる。

今後は、後述(2(2)ウ)する最高裁判所第1小法廷平成24年2月13日判決が、控訴審における事実誤認の審査について、第一審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきであると判示したことを踏まえて、その具体的な運用の在り方について、検討が深められることになろう。



## 2 上告審の状況

### (1) 終局結果

図表 8 1 は、控訴審結果別の上告理由の分布である。検察官からの申立ては、双方申立ての 1 件にとどまっている（検察官の主張は、第一審判決の当否に関するものではなく、控訴審における未決勾留日数の算入に関するものである。）。

図表 8 2 は、15 の罪名について、終局結果の分布を裁判官裁判時代と比較したものである。裁判員裁判の上告審における破棄率（破棄人員数 ÷ 上告審終局人員数）を裁判官裁判時代と比較すると、裁判員裁判の破棄率は 0.38%、裁判官裁判時代のそれは 0.41% である。（なお、同図表中の裁判員裁判の控訴審の判断が破棄された 1 件は、前記未決勾留日数の算入に関するものである。その余の罪名で破棄されたものは後記(2)ウの 1 件にとどまる。）。

### (2) 裁判員制度に関する最高裁判決

制度施行以来平成 24 年 5 月 31 日までに、3 件の最高裁判決が、裁判員制度に関して判断を示している。

ア 最高裁判所大法廷平成 23 年 11 月 16 日判決（刑集第 65 巻 8 号 1285 頁）（制度の合憲性）

裁判員制度の憲法適合性について、最高裁が初めて判断を示した判決である。その骨子は、以下のとおりである。

国民の司法参加の合憲性については、憲法が採用する統治の基本原則や刑事裁判の諸原則、憲法制定に至る歴史的状況と憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を考慮して判断すべきである。

刑事裁判に国民が参加して民主的基盤の強化を図ることと憲法の定める人権の保障を全うしつつ、適正な刑事裁判を実現することとは相容れないものではなく、憲法上国民の司法参加がおよそ禁じられていると解すべき理由はない。国民の司法参加に係る制度の合憲性は、具体的に設けられた制度が、憲法の定める適正な刑事裁判を実現するための諸原則に抵触するか否かによって決せられるべきものである。裁判員法による裁判員制度は、公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が制度的に十分保障されるなど、その諸原則が確保される仕組みとなっており、憲法 31 条、3

2条, 37条1項, 76条, 80条1項等に違反しない。

裁判員制度では, 国民の視点や感覚と法曹の専門性が常に交流することによって相互の理解を深め, それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すものである。長期的な視点に立った努力の積み重ねによって, 我が国の実情に最も適した国民の司法参加の制度を実現していくことができるものと考えられる。

イ 最高裁判所第2小法廷平成24年1月13日判決(刑集第66巻1号1頁)(非選択制の合憲性)

本判決は, 裁判員制度による審理裁判を受けるか否かについて被告人に選択権が認められていないからといって, 同制度が憲法32条, 37条に違反するものではない旨判示した。

ウ 最高裁判所第1小法廷平成24年2月13日判決(刑集66巻4号482頁)(事実誤認の意義・判示方法)

本判決は, 控訴審における事実誤認の審査に関する判断を示したものであり, その要旨は以下のとおりである。

刑訴法382条の事実誤認とは, 第一審判決の事実認定が論理則, 経験則等に照らして不合理であることをいう。

控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには, 第一審判決の事実認定が論理則, 経験則等に照らして不合理であることを具体的に示す必要がある。

覚せい剤を密輸入した事件について覚せい剤を輸入する認識がなかった旨の弁解が排斥できないなどとして, 被告人を無罪とした第一審判決に事実誤認があるとした原判決は, その弁解が客観的事実関係に一応沿うもので第一審判決のような評価も可能であることなどに照らすと, 第一審判決が論理則, 経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものとはいえず, 刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があり, 同法411条1号により破棄を免れない。

## 第5 裁判員の負担等

### 1 裁判員の負担

## (1) 守秘義務

### ア 制度の趣旨

裁判員及び補充裁判員には、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとする、いわゆる守秘義務が課せられており、これに対する違反については、一定の場合には懲役を含む刑事罰が規定されている。

評議の秘密について守秘義務を課した趣旨は、評議における自由な意見表明を保障し、裁判の公正やこれに対する信頼を確保することにある、とされる。

裁判所では、裁判員を選任した直後、裁判官から、このような守秘義務の趣旨等を説明しているだけでなく、審理期間中や判決宣告後、適宜秘密を守らなければならない範囲を説明するとともに、公開の法廷で見聞きしたことや裁判に参加した感想を話すことは問題ないこと等も説明している。

### イ その現状

前記のとおり、守秘義務違反には刑事罰が設けられているが、制度施行後3年間で、守秘義務違反を理由として起訴された例はない。

図表83は、裁判員経験者の意見交換会において述べられた、裁判員経験者の守秘義務に関する意見、感想をまとめたものである。

これによると、参加総数592人のうち、324人が守秘義務についての意見、感想を述べている。守秘義務の負担の有無について述べた者は合計205人であるが、負担を感じる者は26人とどまり、179人は守秘義務の負担は(ほとんど)ないとしている。負担を感じる者の具体的発言は、「家でも守秘義務を守るかというとても苦しい。守ってはいるけれどしゃべりたい。」、「負担感を感じる。裁判が終わった後に職場で裁判の内容等について聞かれることがあり、我慢することがストレスになった。」といったものである。また、守秘義務の要否について述べた者は合計81人であるが、必要であるとする者が73人であり、緩和すべきであるとする者は8人である。緩和すべきであるとの意見には、評議での発言者や発言内容が特定されなければ、評議の議論の経過については話しても良いとすべきとの内容や、守秘義務を負う期限を設けるべきであるとの趣旨の意見がみられる。

なお、61人の者が、守秘義務の範囲が分かりにくいという意見、感想を述べている。

その内容は、裁判所からの一通りの説明を受けた後でもなお守秘義務の範囲について判断に迷った、会社の上司や家族等に、裁判員になったことや法廷で見聞きしたことを話そうとすると、(これらが守秘義務の対象であると誤解していた)相手から守秘義務について注意されたことがあったなどというものであった。

## ウ 運用上の課題

意見交換会の結果をみる限り、守秘義務の必要性については裁判員経験者の多くの理解が得られているといえることができる。

また、これを負担と感じている経験者も少ないことが示されているが、守秘義務の意義が理解されているだけに、疑問が生じた場合に具体的な対応に困惑を感じるこゝろがうかがわれ、一層の配慮が求められるところであろう。

具体的には、全国的な運用として、守秘義務の趣旨や範囲について具体的で分かりやすい説明をするとともに、説明をする時期についても種々配慮する必要があると考えられる。その場合、裁判官に対しては、どのような点について疑問が抱かれるのかを、普段の接触の中からの的確に聴取しておく姿勢が求められているといえる。

## (2) 精神的負担

### ア 配慮の必要性

一般の国民にとって、重大な犯罪に関わる刑事裁判に参加することは、非日常的な体験であり、参加すること自体の生活上の負担のほか、裁判という重要な公務に従事し、その責任を担うことの精神的負担もあると考えられる。犯罪事実や関係証拠に触れることで、不快感や嫌悪感を覚える可能性も否定できない。このような負担に配慮しながら裁判を運営していくことも、法曹三者に求められているところである。

### イ 精神的負担の最小化、軽減のための方策

#### (ア) 審理・評議等における配慮

まず指摘されるべきことは、審理・評議の過程で、裁判員との円滑なコミュニケーションをベースにして、活発で充実した評議が行われることが、こうした精神的負担を最小限度に抑える最大の効果的方策であるという点であろう。そのような評

議を可能とするため、分かりやすい審理を実現することは法曹三者の責務である。加えて、裁判員制度の下では、陪審制度と異なり、法廷の内外で裁判官が裁判員の不安・疑問に答えることが可能であるから、裁判員との「協働」が裁判判断だけの問題ではなく、審理・評議の全過程に通じるものであるということが出来る。

裁判官からも、経験的に得られた効果的方策の一つとして、審理の合間の休憩時間や評議において、折に触れて、裁判員に対し、裁判員制度は裁判員と裁判官が十分な意見交換を行いながら議論を尽くして結論を出す制度であり、裁判員が一人だけですべての責任を負うものではないといった話をするのが有意義であるとの指摘がされている。実際に、裁判員経験者の意見交換会においても、「量刑について、自分がそういう判断をする立場かというのは若干思ったが、結局は裁判官、裁判員、全員で納得した上での内容なので、自分一人がそういう判断をしたわけではなく、全員で出した答えなので、今となっては、そんなに気にならない」旨の感想が述べられている。

また、証拠調べの方法についても、遺体の写真等、裁判員にとって著しい刺激を与えるものなどについては、その採否や取調べ方法につき、法曹三者が公判前整理手続において慎重に検討する必要がある。実際にも、多くの事例で、事実認定や量刑判断のために真に必要な場合に限り取り調べることで、その場合でもカラー写真は白黒にするなど、それが裁判員の眼に触れたときの衝撃を和らげるなどの配慮を加えているようである。

このような配慮に加えて、裁判所では、裁判員が、職務に従事中はもちろんその職務を終えた後も、体調の不良その他不安や疑問を感じた場合にはいつでも相談できるように、裁判所における連絡先を伝えているほか、裁判員等経験者から、経験者同士の交流のため他の裁判員等経験者の連絡先を知りたい旨の要望があった場合には、そうした交流が経験者の精神的負担の軽減の一助になるとの考え方に立って、相手方の了解を前提に伝えることとする扱いがとられている。

#### (イ) 裁判員メンタルヘルスサポート窓口

さらに、専門家による精神面でのケアが必要となる深刻な場合が生じたときに備えて、最高裁判所は、メンタルヘルスの専門知識を有する民間業者に委託し、裁判

員メンタルヘルスサポート窓口を開設している。この窓口は、裁判員・補充裁判員又はその経験者を対象として、年中無休・24時間体制で電話及びウェブサイトによる相談を受けており、利用期間に制限はない。また、本人の希望や症状により、臨床心理士等の面接によるカウンセリングを受けられる体制が整備されているほか、必要に応じて医療機関の紹介も行っている。この窓口は、裁判員・補充裁判員に選任された当日から利用することができ、その利用方法等を裁判所から説明している。

図表84は、裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用件数を、メンタルヘルス相談及び健康相談の相談形態別に分けて示したものである。制度施行から平成24年5月までの利用件数は延べ163件となっており、このうち2件については、医療機関も紹介している。利用者の実数は不明であるが、試みに利用件数を利用者の実数とみなして、同期間に裁判員・補充裁判員に選任された人員(29,574人)に占める割合をみると、0.6%となる。

## 2 障がい者に対する対応

### (1) 設備の整備

障がい者が裁判員候補者として来庁する場合や裁判員等に選ばれる場合に備え、すべての裁判員裁判実施庁において、裁判員裁判用の法廷にスロープやリフトを設置しているほか、拡大読書器、筆談器及び磁気方式補聴システム等の機器を整備するなどしている。

### (2) 人的対応

移動介助の支援が必要な裁判員候補者及び裁判員等については、裁判所が介護事業者等と契約を締結するなどしてガイドヘルパーを手配している。

視覚障がいをもつ裁判員候補者や裁判員から、書類の点字翻訳が希望された場合には、点字翻訳した選任手続に関する書類等を用意し、審理や評議に当たっては、適宜、裁判官が口頭で説明を行うなどの補助的支援を行っている。

聴覚障がいをもつ裁判員候補者や裁判員から、手話通訳や要約筆記が希望された場合についても、手話通訳者や要約筆記者を手配するなどしている。

図表 8 5 によれば、制度施行後、平成 2 4 年 5 月末までに、選任手続期日において手話通訳、要約筆記及び点字翻訳を付す対応を行った裁判員候補者は 39 人、そのうち、裁判員・補充裁判員に選任されたのは 10 人である。

### 3 裁判員制度に関する裁判員の感想

#### (1) アンケート結果

裁判員経験者には、制度施行以来、裁判の終了した時点でアンケートを実施している。その総数は、これまでに 2 万 1000 通に達している。一部の項目を除き、多くは自由記載であり、裁判員の感想を把握する上で貴重な資料となっている。

図表 8 6 は、裁判員に選ばれる前の気持ちと参加した感想についての質問に対する回答である。裁判員に選ばれる前は、やりたくなかった、余りやりたくなかったとする意見が 52.5%に達しているが、裁判終了後は、非常によい経験と感じた、よい経験と感じたとする意見が 95.4%を占めている。

その他、自由記載の中には、守秘義務に対する意見、選任手続に関する意見など多くの意見が記載されており、制度を検討する上で貴重な情報源となっている。今後もこのアンケートは継続していく必要がある。

#### (2) 裁判員等経験者の記者会見

裁判員裁判の判決宣告後には、記者クラブの主催により、裁判員等経験者が経験や感想を語る記者会見の場が設けられている。裁判員経験者の経験や感想が、報道機関を通じて多くの国民に迅速に伝えられることから、記者会見には国民に裁判員制度の姿を明らかにする上で重要な意義があると考えられる。

制度施行から平成 2 4 年 5 月末までの間に、累計 2,550 件の記者会見が実施されている。もとよりその承諾が前提となるが、累計で裁判員経験者 8,944 名、補充裁判員経験者 2,093 名が出席しており、多くの裁判員等経験者が、裁判が終了した直後、新鮮な経験や感想を語っている。

このような記者会見の意義や、多くの裁判員等経験者の出席を得ていることに照らすと、記者クラブが記者会見を実施するに当たっては、引き続き、裁判所としても協力していく必要がある。

### (3) 裁判員経験者の意見交換会における意見

各地方裁判所は、裁判員経験者に協力を求めて、参加経験についての意見交換会を行っている。制度施行から平成24年5月末までの間に、全国で95回の意見交換会が開催され、592人が参加している。意見交換会には法曹三者が出席し、アンケート結果からうかがわれる実務上の課題について裁判員経験者に直接質問するなどして、その率直な意見を聴くことのできる貴重な機会となっている。

図表87は、意見交換会において、経験者が裁判員制度に関する感想を語ったものを分類したものである。制度全般に関する感想については、良い経験になったとする意見が288件、負担を述べる意見や消極的な評価を含む意見が59件となっている。意見の具体的内容については、責任感と表裏一体と思われるものも多いが、負担等を訴える声も少なくはない。しかし、数としては、もっぱら積極意見を述べるものが大幅に上回っている。

また、裁判員裁判に参加した前後の変化については、裁判や事件への関心や、考え方に変化が生じたとする意見が94件、裁判が気になるようになったとする意見が131件、変化は特にないとする意見が22件となっている。

その他、すでに述べた選任手続期日の設け方に関する意見（前掲図表33）、人証と書証の比較に関する意見（前掲図表41、42）など多くの点について意見が述べられており、運用の改善を検討する上で重要な情報が得られている。今後とも、意見交換会を継続的に実施していく必要がある。



～ あとがき ～

裁判員制度が施行されて3年余が経過した。この間約5000件もの重大な刑事事件について、3万人を超える国民が、裁判官とともに審理、判決を行ってきた。戦前わずかな陪審の歴史があるとはいえ、ほとんど基盤のないところから一足飛びに重大な刑事事件への国民参加を実現したわけであり、それがどのように機能するかということは、制度施行の時点では、ほとんど未知数であったと言えよう。この間の実績をどう評価するかは、立場によって異なるであろう。この検証の本文においては、そうした立場の違いをできるだけ捨象し、客観的な資料を整理することを主眼としてきた。今後、この制度の改善を図り、定着させていくためには、連続したデータによる検証が不可欠であると考えたためである。

一方、これらのデータを総合してより大局的な観点からこの間の運用を評価しておくことも重要であろう。そうした視点からすると、この3年間裁判員制度は、比較的順調に運営されてきたということができよう。

その最大の理由は、参加した国民の意識、感覚、生活実態等を含む全体としての受け入れ能力の高さにあると思われる。まず、最も懸念されたのは、裁判員候補者として呼出しを受けた者の出席率及び裁判員となった者の出席の確保である。しかし、そのいずれについても極めて良好であり、大規模事件を含めてすべての裁判が順調に運営されたということが指摘できる。単に、裁判員の確保に支障がなかったというだけでなく、本文中に指摘されているとおり、選任された裁判員の構成が社会の各層を反映したものとなっているということは、国民全体の幅広い理解を反映したものであることができよう。次に、公判の審理状況や本文中の評議に関するデータからもうかがわれるところであるが、裁判員が熱心に審理に臨み、裁判を理解しようと努め、評議でも率直に意見を述べているという点が挙げられる。何よりも重要なことは、裁判員として参加した体験について、95%を超える裁判員が、これを貴重な体験であったと肯定的な評価をしているという事実である。司法参加の前提として欠くことのできない、国民の誠実さ、公的な機会への参加意識の高さ、新しいことに対する知的な関心と理解力の高さが確認できたということは、この制度の将来の定着に大きな期待を抱かせるものということができるであろう。

次に、裁判員裁判の結果について、国民がどのように受け止めているかというのも重要な視点である。制度施行直後の密度の濃い報道がなされた時点から今日まで、多くの報道がなされ

てきたが、裁判の結果は、総体としてみれば、本文中に記載されているとおり、これまでの裁判と極端に異なっているわけでもなく、多くの国民は、制度上予定された範囲内の結論としてこれを受け容れてきているものと思われる。憲法違反の主張をはじめとして制度そのものを廃止すべきであるといった意見はごく一部にとどまり、現在は、制度の維持を前提とした議論が大勢を占めている。

こうした国民の姿勢と評価は、法曹の側の努力の結果という面も有している。裁判員法制定以来施行までの準備期間中に法曹が払ってきたエネルギーは、我が国の司法制度の歴史の中でもまれなほどに膨大なものがある。刑法、刑事訴訟法、刑事政策にまで遡って理論的な検討を加え、あるいは実務の運用を見直し、裁判員が理解しやすいような裁判の実現を求めてきた。その間、刑事司法では久しくみられなかった、法曹三者の協力の気運が高まったことも大きな成果であろう。しかし、先に述べたような国民の高い意識を維持し、制度を定着させていくためには、本文中でも指摘したように、様々な面で、法曹の側が裁判運営の技術の向上を図ることが必要である。

裁判員制度は、1回限りの国民の参加のもとに実施される裁判であり、これが国民に定着するためには、安定した運用のもとで多くの事実を集め、徐々に改善工夫を重ねるといった着実な姿勢がなによりも大切である。3年という期間は、そうした目からすればほんの入り口にしか過ぎない。そうした認識に立って、上記のような運営改善のための努力を続けていくことが求められている。

平成24年12月

最高裁判所事務総局